

## 土木工事等の実施に関する 埋蔵文化財の取り扱いについて

### 埋蔵文化財の有無の照会

- 土木工事等を計画している場所が葉山町遺跡分布地図に記載されている「埋蔵文化財包蔵地（遺跡）」の範囲内であるかどうかを照会してください。
- 照会は、照会地の土地所有者でなくとも可能です。土地取引、鑑定など、工事計画がなくても照会できます。

電話での問合せは誤解を招くおそれがありますのでご遠慮ください。FAX の利用を希望される方は、電話でお問い合わせください。

### ※「遺跡分布地図」について

町と県の教育委員会は、町内の埋蔵文化財の包蔵地（遺跡）について、同一の分布地図をもっています。これは、地表面での遺物採集による遺跡分布調査の結果を基礎にして作成したものです。よって、利用にあたっては、次の点に注意してください。

- ①地図上に示されている範囲は、遺跡の範囲を完全に確定したものとは限りません。範囲の外側周辺にも遺跡が広がっている可能性があります。
- ②既に調査が終了した遺跡、消滅した遺跡についても、記録のため地図上に記載してあります。
- ③この分布地図は、遺跡の範囲や遺跡の数などに毎年変更があります。利用にあたっては、町教育委員会にお問い合わせいただき、最新のものを使用してください。

- 照会の回答の内容は個々に異なります。基本的なケースについて説明します。

#### 1 遺跡の範囲外の場合

遺跡の存在する可能性が低いので工事の施行に問題はありません。なお、工事中に遺跡・遺物が発見された場合は、文化財保護法第 96 条の規定により、現状を変更することなく速やかに県教育委員会に届出なければなりません。もし工事中に遺跡が発見された場合は、町教育委員会と協議を行ってください。

#### 2 周知の遺跡ではないが、遺跡の存在する可能性が想定される場合

今のところ遺跡には含まれていませんが、周辺の状況から遺跡が所在する可能性がある場合です。事前に試掘調査の実施や、工事に際して立会い、写真撮影や図面の実測などをさせていただく場合があります。

#### 3 遺跡の範囲内の場合

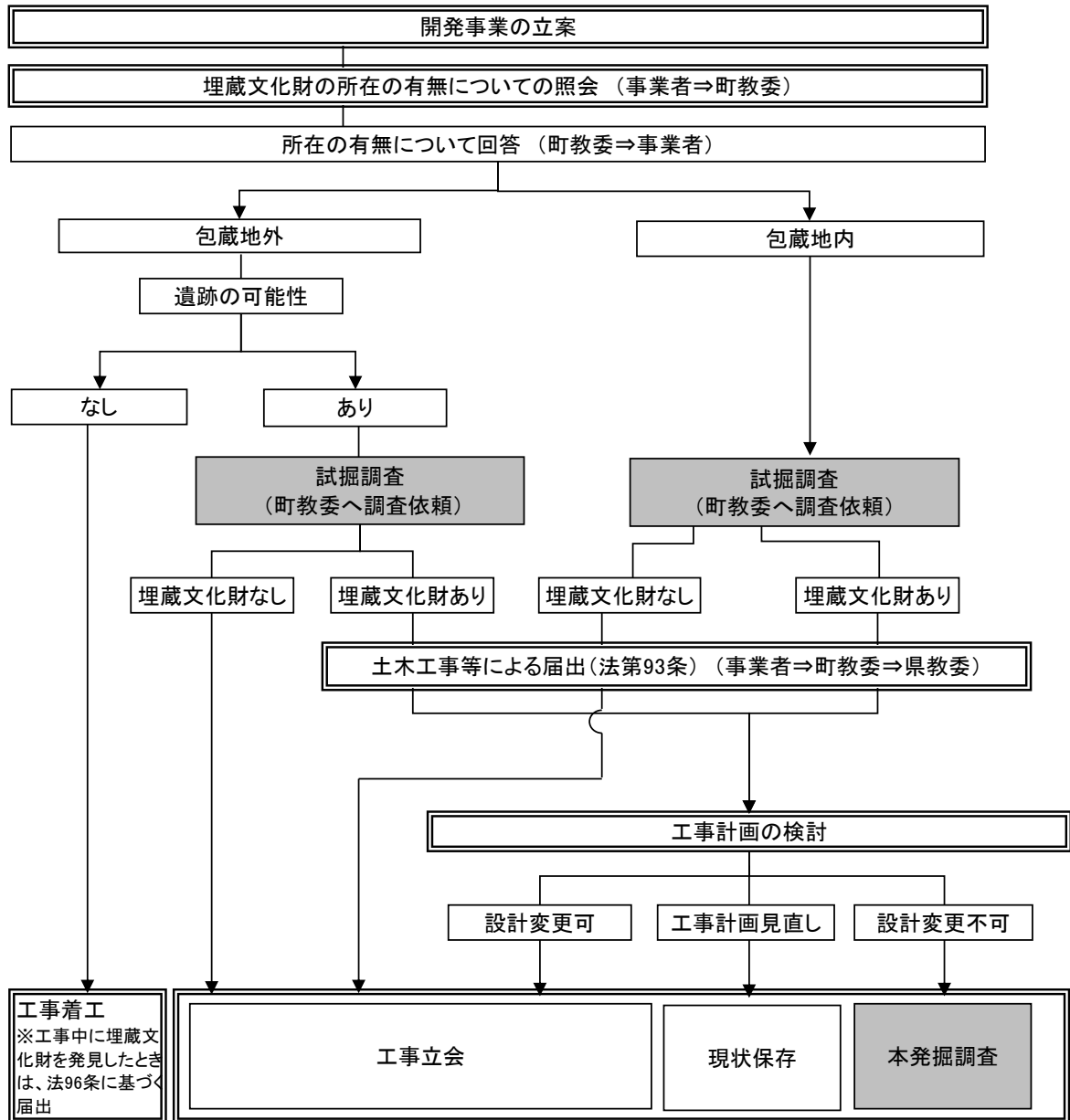
文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく届出が必要になります。

工事開始予定日の 60 日前までに必要図面を添付して、町教育委員会へ 2 部提出してください。

届出を受け、町教育委員会では県教育委員会と協議し、工事計画が遺跡に影響を与える可能性があるかどうかを検討します。その結果、事前に試掘・確認調査を行う場合と工事に際して立会いをさせていただく場合に分かれます。また、明らかに遺跡に影響が及ばないと判断される場合にはそのまま工事に着工していただけます。

上記の結果、工事予定範囲内で遺跡が確認され、本格調査が必要であると判断された場合、調査費用は原則として事業者の負担となります。

## 開発事業に伴う埋蔵文化財取り扱いフローチャート



### 【試掘調査】

・工事予定地における埋蔵文化財の存在を調べる調査です。通常1日から2日程で終わりますが、工事予定地の面積その他の条件により調査期間、方法も多少変わってきます。

### 【工事立会】

・工事の実施中に、町教委の担当職員が立会い、遺跡への影響が無いことを確認します。埋蔵文化財が確認された場合、記録をとる等の措置を講じます。立会は工事が開始されてから実施しますので、事業者の方は事前に工事の日程を連絡してください。あわせて工事施工業者の方にも十分な説明をお願いします。

### 【発掘調査】

・土木工事等により埋蔵文化財に影響が及ぶ場合に実施します。発掘調査は県教育委員会の指示のもと、事業者の責任で実施することになります。

問合せ 240-0112 三浦郡葉山町堀内 2050 番地の9

葉山町教育委員会 生涯学習課

TEL 046-876-1111 (内7233) FAX 046-876-1861